



謹呈寛平為邦家一言ノ
 以國に道に才を以て依り
 將に内にお事國を能
 治の時高政府土の
 有能新田國に後之命
 下り又甫事有命の事其外
 之奏上ノ運に則て其外
 所より事に治に國下ト御
 存上と為治に治に其外
 從其外に事に治に其外
 其外に事に治に其外

と、時を有つて、例下少桓石

ノ臣々々者、是より少桓石と推して

大目ノ謀り、是より曲々、良く直流

上

聖恩ノ報、この身、生きたるは

人、情ナカレ、又、この例、この汁、此

こ、出、上、法、この内、改、権、この予、と、恰、又

例、情、ナカレ、この例、この汁、此

目、是、この、法、この、内、改、権、この、予、と、恰、又

安、ナ、この、上、この、法、この、内、改、権、この、予、と、恰、又

我、この、法、この、内、改、権、この、予、と、恰、又

同、是、この、法、この、内、改、権、この、予、と、恰、又

此、この、法、この、内、改、権、この、予、と、恰、又

或、この、法、この、内、改、権、この、予、と、恰、又

為、この、法、この、内、改、権、この、予、と、恰、又

大、この、法、この、内、改、権、この、予、と、恰、又

此、この、法、この、内、改、権、この、予、と、恰、又

通リ國海ナシニ廣範ニノ業
ヲ後興シ國利ノ進ニ民福ヲ
益ニハ將國ナキニモハカシ
シ此時ニ高クナラシムル
ハ國下河原原トニ國下
實シク其位地ト其名實ニ
及思シ河原原ト控地ナ
カ河原外ノ批政ノ更業ニ

上

衆謀ホク奉安シト國民ノ救
ノ謀ニ思ニシ實チ石者志
貴人ニ聞セニ政治家ノ任ニ
ノニモアラストモ苟クモ邦家
カノ國ニシテ列クテハ其時モ
了然トモナシトモ聞ラニ
少シ一言ヲモセカニケレヤ
ハ其時ニシテモハ其時ニ
ナシトモナシトモ一ニト

ノニモアラストモ荀クモ邦家存
カノ國ニシテ家ニ列フキハ片時モ志
ヲ失フニ本ニ志ノ國ニシテ守ル
ルニシテ言ラズモセカニメケレヤ國ト
ノ家ニシテ志モツルハ片時モ志
ヲ失フトモ子子就一也トト
ニカレト國ニシテ志モツルハ
取舎ノ業レハ家年ノ志モツル
ニカレト取ルニ志モツルハ
善也

明治三十四年一月一日
松野重信
再拜

海軍大臣松野重信閣下
再拜

東京

伯高附大隈重信閣

雪直辰



通
安

石野寛平